

国民年金法の改正について

これまで、年金を受給するのに必要な資格期間は25年以上となっておりますが、国民年金法の改正により平成29年8月1日から必要な資格期間が10年に短縮されます！

資格期間とは？

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
 - ◎サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
 - ◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間 → 学生だった期間、海外に住んでいた期間、サラリーマンの配偶者だった期間など
- これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。
※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。10年間の納付では、受け取る年金額は概ね満額の4分の1になります。

対象となる方は手続きが必要です！

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、平成29年3月から平成29年7月を目処に、日本年金機構より年金請求書が順次郵送されます。お手元に届きましたら、ご予約のうえ石垣年金事務所にて手続きをお願いします。

※全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は市役所でもお手続きが可能です。

石垣年金事務所 予約番号 ☎0980-82-9211

こども医療費助成資金貸付制度のお知らせ

こども医療費助成資金貸付制度とは？

病院で受診する際に自己負担分の支払いが困難な方に対して、その自己負担分の貸し付けを行うことで、経済的な理由による受診控えを抑え、こどもの疾病の早期発見、早期治療を目的としています。

【対象者】次の2つの項目に該当する方が対象です。

- ①石垣市こども医療費助成対象者
- ②世帯及び生計を同一とする方が市町村民税非課税となる世帯

【対象医療費】次の項目に該当する医療費が対象です。

- ①平成28年10月1日（土）以降に受診するもの
- ②保険適用のもの（健康診断や文書料などは対象外です。） ※高額療養費や附加給付金に該当する場合はその限度額まで
- ③貸付制度に対応している医療機関で受診するもの

※平成29年2月時点において、市内では県立八重山病院のみ対象。

申請の流れや県内の対応医療機関一覧などについては、石垣市公式ウェブサイトの児童家庭課のページをご覧ください。

【お問合せ先】石垣市役所 児童家庭課 児童福祉係 Tel82-1704（児童家庭課 直通）

クルーズ船寄港（4月予定）について

入港予定	出港予定	船名	旅客定員	備考
4/ 3（月） 08:00	4/ 3（月） 17:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
4/ 5（水） 09:00	4/ 5（水） 17:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
4/ 6（木） 11:00	4/ 6（木） 21:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
4/ 7（金） 09:00	4/ 7（金） 18:00	アイーダベラ	2,050人	初寄港
4/12（水） 09:00	4/12（水） 17:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
4/13（木） 11:00	4/13（木） 21:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
4/15（土） 09:00	4/15（土） 18:00	コスタ・ネオロマンティカ	1,800人	初寄港
4/17（月） 08:00	4/17（月） 17:00	フォーレングム	1,800人	
4/19（水） 13:30	4/19（水） 19:00	にっぽん丸	576人	
4/20（木） 11:00	4/20（木） 21:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
4/21（金） 09:00	4/21（金） 17:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
4/23（日） 08:00	4/23（日） 18:00	コスタ・ネオロマンティカ	1,800人	
4/26（水） 09:00	4/26（水） 18:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
4/27（木） 11:00	4/27（木） 21:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	